

大館東地域道路等包括管理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年10月30日

大館市長 石田健佑



1 業務の概要

(1) 業務名

大館東地域道路等包括管理業務

(2) 業務内容

本業務を受託する民間事業者（以下「業務受託者」という。）が実施する業務内容等は表1のとおりである。

本業務では、対象業務すべてに性能規定（特記仕様書で規定する性能を満たすため、業務受託者自らの判断で実施）を採用する。

その他、具体的な業務内容や支払条件、業務実施上の要件・留意点は、「道路等包括管理業務仕様書」及び「道路等包括管理業務特記仕様書」に示す。

表 1 業務内容

対象業務	性能/仕様	支払条件	業務実施期間
① 道路維持管理業務（市道）	—	—	—
（ア）道路巡回工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（イ）欠損部補修工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（ウ）排水構造物工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（エ）付属物復旧工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（オ）路面清掃工・排水施設清掃工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（カ）道路植栽工・樹木管理工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（キ）道路除草工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（ク）応急処理事業工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（ケ）交通管理工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
② 道路維持管理業務（法定外）	—	—	—
（ア）欠損部補修工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（イ）付属物復旧工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（ウ）道路植栽工・道路除草工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
③ 道路維持管理業務（農道・林道）	—	—	—
（ア）欠損部補修工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（イ）道路除草工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
④ 河川維持管理業務	—	—	—
（ア）河川巡視工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（イ）伐木伐根工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（ウ）応急処理事業工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
⑤ 公園維持管理業務	—	—	—
（ア）公園植栽工・公園除草工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
⑥ 下水路維持管理業務	—	—	—
（ア）下水路清掃工・下水路除草工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
（イ）下水路補修工	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
⑦ 計画準備業務	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3
⑧ マネジメント業務	性能規定	総価契約	R8.4～R11.3

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(業務ごとの実施期間については表1に記載のとおり)

(4) 業務の担当部局

大館市建設部土木課維持第一係

〒018-5792

秋田県大館市比内町扇田字新大堤下93番地6（比内総合支所2階）

電話 0186-43-7079、FAX 0186-55-3911

電子メールアドレス do.iji@city.odate.lg.jp

大館市ホームページ <http://www.city.odate.akita.jp/>

(5) 本業務の予定事業費

本業務に係る事業規模は、総額482,955千円（消費税等含む）以内を予定している。

2 参加資格要件

本プロポーザルに係る参加表明書及び技術提案書を提出できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

また、本プロポーザルに係る参加表明書及び技術提案書の提出者で、契約締結までの間に参加資格要件を有しなかった場合は、その時点で失格とする。

(1) 基本事項

本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、2者以上の構成員で構成される共同企業体（組合等は構成員としては認めない。）であって、次に示す参加資格要件を全て満たしているものとし、構成員が自主的に形成するものとする。

また、応募者は(3)に示す技術者要件を満たしているものとする。

なお、代表者となる構成員を1者選定し、参加表明書には、応募者の構成員全てを明らかにするとともに、各々の役割分担を明確にすること。

代表者は、応募を含むそれ以降の提案や契約等に係る諸手続を行う。

(2) 参加資格要件

本業務は、次に示す資格要件を満たした共同企業体に参加できるものとする。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種である土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業の許可を得ている構成員を1者以上含むこと。

なお、代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種である土木工事業の許可を得ている構成員とすること。

- ② 大館市建設工事入札参加資格者名簿（令和6・7年度）において、土木一式工事で格付等級がA級で登録されている構成員を1者以上含むこと。

- ③ 構成員は、大館市内に本社、本店又は営業所を有する者であること。

- ④ 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ⑤ 構成員は、実施要項の資格確認書類受付日から契約締結日までの期間に、「大館市指名停止要綱」による指名停止の措置を受け、その措置期間が経過しない者ではないこと。

- ⑥ 構成員は、公示の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者ではないこと。

- ⑦ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

- ⑧ 構成員は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- ⑨ 構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号、以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。ただし同法第41条第2項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑩ 構成員は、最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑪ 過去5年間（令和2年度以降）に大館市から、道路舗装補修工事又は舗装補修業務を元請として受注した実績がある構成員（JV等の構成員としての受注実績も認めるものとする。）を含むこと。
- ⑫ 過去10年間（平成27年度以降）に大館市や他の団体（国・県・民間等）で発注の3.（2）表1 業務内容の①、②、③の「欠損部補修工」及び⑥、⑦、⑧を除く業務内容を元請として受注した実績がある構成員（JV等の構成員としての受注実績も認めるものとする。）を含むこと。
- ⑬ 総括責任者を1名配置できる者であること。
- ⑭ 巡回業務、道路・河川維持管理業務（道路除草工及び伐採伐根工を除く）及び道路・公園除草工、道路植栽工・樹木管理工・公園植栽維持工、下水路清掃工・下水路除草工について、業務責任者を配置できる者であること。
- ⑮ 構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員と重複していないこと。

（3）技術者要件

① 総括責任者

総括責任者は、本業務の管理を行う責任者として、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（以下「1級又は2級土木施工管理技士」という。）のいずれかの有資格者である者とする。

総括責任者は本業務以外の兼務は不可とする。また、総括責任者と業務責任者の兼務及び複数の業務責任者の兼務は可とする。

なお、巡回・除草・剪定・下水路業務責任者の実績については評価対象外とする。

② 業務責任者

業務責任者は業務ごとに以下の資格及び業務実績を有する者とする。

業務責任者は総括責任者の兼務及び複数の業務責任者の兼務は可とする。

表 2 業務責任者に求める資格

業務責任者	所管業務	必要な資格	管理業務実績
巡回業務責任者	道路巡回工 河川巡視工	1級土木施工管理技士 又は2級土木施工管理技士	実績を問わない
道路・河川維持管理 業務責任者	道路・河川維持 管理業務(道路 除草工及び伐 採伐根工を除 く)	1級土木施工管理技士 又は2級土木施工管理技士	道路・河川維持管理業 務又は道路補修業務 や道路舗装補修工事 の実績
除草業務責任者	道路除草工 公園除草工	資格を問わない	実績を問わない
剪定業務責任者	道路植栽工 樹木管理工 公園植栽工	造園施工管理技士	実績を問わない
下水路業務責任者	下水路清掃工 下水路除草工	資格を問わない	実績を問わない

③ 作業員

各業務を実施するに当たり、作業員を配置すること。作業員の資格等は各業務の実施に際して法的に要求される資格による。

3 参加表明書、技術提案書等の作成及び記載上の留意事項

参加表明書及び技術提案書等については、【別紙1】「参加表明書及び技術提案書等作成要領」に基づき作成すること。参加表明書、技術提案書等の作成及び記載に当たっては、以下に留意すること。

- (1) 参加表明書を提出した応募者は、実施要項の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 技術提案書等の提出は、応募者で1提案のみとする。
- (3) 本プロポーザルの目的は、優れた業務実施方法・体制を提案できる業務受託者を選定することであり、応募者は本業務に当たっての考え方を技術提案書等に文章で効果的かつ簡潔・明瞭に表現すること。
- (4) 電送及び電子媒体による提出は受け付けない。
- (5) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合は、技術提案書等を提出することができない。

4 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

本プロポーザルの技術提案書等の審査項目は【別紙2】「業務受託者選定基準」に掲げるものと
し、大館東地域道路等包括管理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審
査し、選定する。

5 技術提案書の内容

次の内容について提案すること。

テーマ1：維持管理業務を確実かつ効率的・効果的に実施するための方策について

テーマ2：維持管理業務に住民参画を促進するための方策について

6 ヒアリングの実施

技術提案書の内容について応募者からのヒアリングを実施する。

詳細は後日、大館市から応募者に対して通知する。

7 応募手続等

(1) 参加表明書及び資格確認書類の提出

- ① 提出先：大館市建設部土木課維持第一係
〒018-5792

秋田県大館市比内町扇田字新大堤下93番地6（比内総合支所2階）

電話 0186-43-7079、FAX 0186-55-3911

電子メールアドレス do.iji@city.odate.lg.jp

- ② 提出期間：令和7年11月28日（金）午前8時30分から
令和8年 1月 7日（水）午後5時00分まで

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ただし、郵送の場合は提出期限必着とする。

- ③ 資格確認の結果通知

資格確認の審査の結果は、令和8年1月16日（金）に大館市から応募者（共同企業体の
代表者）へ書面により通知する。

(2) 技術提案書等の提出

提出場所：上記(1)①の提出先と同じ。

提出期限：令和8年1月28日(水)午後5時00分まで

提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)

ただし、郵送の場合は提出期限必着とする。

(3) 質問の受付

受付方法は、電子メールでのみ受け付ける。

(書式は提出書類様式集(以下、様式という。)の様式第1号により、メールに添付すること。)

文書は、日本語で記述し、会社名、所在地、担当者、電話、FAX番号及びメールアドレスを併記する。

電子メールアドレスの件名

「(共同企業体名)大館東地域道路等包括管理業務プロポーザル実施要項兼募集要項に関する質問」とすること。

あて先：大館市建設部土木課維持第一係

電子メールアドレス：do.iji@city.odate.lg.jp

受付期間：令和7年10月30日(木)大館市ホームページへの公表から

令和7年11月13日(木)午後5時00分まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答：令和7年11月19日(水)以降、大館市ホームページ上で回答する。

大館市ホームページ

(大館東地域道路等包括管理業務プロポーザル実施要項兼募集要項に関する質問の回答)

URL：<http://www.city.odate.akita.jp/>

8 技術提案書の結果通知

技術提案書等の審査の結果は、審査後速やかに技術提案書提出者(共同企業体の代表者)に書面により通知する。

9 業務の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

- ① 業務受託者は、契約で定める業務を実施し、道路等包括管理業務仕様書に示されたサービス水準を誠実に履行するものとする。

- ② 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、大館市と業務受託者の両者で誠意をもって協議する。

(2) 委託料の支払方法

大館市は、道路等包括管理業務仕様書に基づき、業務受託者の請求により支払うものとする。

(3) 業務実施状況の確認

大館市は、業務受託者が契約で定められている業務を実施し、道路等包括管理業務仕様書に示されたサービス水準を満足していることを月末の業務報告書により確認する。

10 プロポーザルの日程

表3 日 程

項 目	日 程
プロポーザル実施要項兼募集要項の公表	令和7年10月30日(木) 大館市ホームページで公表
プロポーザル実施要項兼募集要項に関する質問受付	令和7年10月30日(木) ～ 令和7年11月13日(木) まで
質問の回答	令和7年11月19日(水) 大館市ホームページで公表
参加表明書の受付	令和7年11月28日(金) ～ 令和8年1月7日(水) まで
応募者資格確認の結果通知	令和8年1月16日(金)
技術提案書等の受付	令和8年1月19日(月) ～ 令和8年1月28日(水) まで
ヒアリング	令和8年2月13日(金)
技術提案書の結果通知	令和8年2月25日(水)
技術提案書の結果公表	令和8年3月3日(火)
最優秀提案者との協議	令和8年3月18日(水)
業務委託締結	令和8年3月下旬
業務開始	令和8年4月1日(水)

11 その他

(1) 実施要項兼募集要項及び関連情報の公開

大館市ホームページ <http://www.city.odate.akita.jp/>

(2) 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は技術提案書等が次の要件の一つに該当する場合には無効となることがある。

なお、無効となったときは、その時点で当該参加者を失格とする。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑦ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

(3) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出に伴う費用の全ては、応募者の負担とする。

(4) 提出期限以降の差し替え及び再提出

提出場所： 7 (1)①の提出先と同じ。

提出期限以降における参加表明書及び技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

また、応募者の構成員の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大館市と協議を行い、大館市がこれを認めたときはこの限りではない。

(5) 参加を辞退する場合

応募者が参加を辞退する場合は、技術提案書等の提出締切日までとし、技術提案辞退届様式第2号 を1部、持参又は郵送で提出すること。

(6) 応募者の公表

参加表明書の提出者及び技術提案書等の応募者として選定及び特定された者は、公表できるものとする。

(7) 参加表明書及び技術提案書等の使用

提出された参加表明書及び技術提案書等は、当該書類の審査以外に無断で使用しない。

ただし、審査を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとする。

(8) 参加表明書及び技術提案書等の返却

提出された参加表明書及び技術提案書等は、返却しない。

(9) 受領資料の公表等

技術提案書等の作成のために大館市より受領した資料は、大館市の許可なく公表及び使用することはできない。

(10) 通信事故の責任

電子メール等の通信事故については、大館市はいかなる責任も負わない。

(11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が別に定める。

【別紙 1】参加表明書及び技術提案書等作成要領

1 参加表明書及び資格確認書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを11部（正1部、副10部）提出すること。

(1) 参加表明書 様式第3号

応募者は、代表名で作成する。

(2) 共同企業体構成表 様式第4号

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の担当役割を明確にする。

(3) 企業状況表 様式第5号

応募者の構成員ごとに作成する。

大館市建設工事入札参加資格者名簿に登録のない構成員については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であることを証明する誓約書 様式第6号 を1部添付すること。また、納税証明書（最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないことの証明）の写しを1部添付すること。

(4) 受注業務実績 任意様式

実施要項4(2)⑪及び、【別紙2】業務受託者選定基準の「共同企業体(構成員)」に示す受注実績を示したもの。

・応募者の構成員ごとに作成するものとし、契約書の写しでも可とする。

(5) 共同企業体協定書 任意様式

(6) 総括責任者業務実績 様式第7号

(7) 業務責任者業務実績 様式第8号

(8) 各業務状況 任意様式

実施要項4(2)⑫及び【別紙2】業務受託者選定基準の「各業務状況」に示す受注実績を示したものを。

応募者の構成員ごとに作成するものとし、契約書等の写しでも可とする。

※(3)～(4)については、応募者の構成員全てのものを提出すること。なお、正本には原本を、副本には写しをつづること。

2 技術提案提出書等の書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじて提出する。提出部数は11部とし、企業体名及び会社名等を記載し、押印したもの1部(正)、企業体名及び会社名等を黒塗りしたもの10部(副)とする。

(1) 提案書等提出届 様式第9号

提出書類の構成を示した上で、様式の番号順にA4縦長ファイルにとじたもので提出する。

なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

(2) 業務実施体制 様式第10号、様式第11号

業務の実施体制、体制図について、再委託先も含めた体制を記載して提出すること。

なお、業務開始後に業務実施体制及び再委託先を変更する場合は、事前に大館市と協議し承認を得ること。

(3) 技術提案書 様式第12-1号、様式第12-2号

(4) 価格提案書 様式第13号

(5) 参考見積り 任意様式

ただし、大館市から提示している設計書を引用によるものでも可とする。

【別紙２】業務受託者選定基準

業務受託者選定基準及び評価の配点は以下のとおりとする。

表 業務受託者選定基準（技術提案書等の評価基準）

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
１．資格・技術力の要件の評価			
共同企業体 (構成員)	業務実績	(任意様式) ① 過去５年間に於いて、大館市発注の道路舗装補修工事又は舗装補修業務の元請受注実績を２件以上有している。 ② 過去５年間に於いて、大館市発注の道路舗装補修工事又は舗装補修業務の元請受注実績を１件以上有している。 ③ 上記以外	① ４点 ② ２点 ③ ０点
総括責任者	技術的資格、 経験	(様式第７号) ① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者、道路舗装補修工事又は舗装補修業務の実績を有している。 ② ２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者、道路舗装補修工事又は舗装補修業務の実績を有している。 ③ 上記以外	① ４点 ② ２点 ③ ０点
業務責任者	技術的資格、 経験	(様式第８号) ① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者、道路舗装補修工事又は舗装補修業務の実績を有している。 ② ２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者、道路舗装補修工事又は舗装補修業務の実績を有している。 ③ 上記以外	① ４点 ② ２点 ③ ０点
各種業務 状況	舗装維持工 以外の取り 組み状況の 確認	(任意様式) ① 過去１０年間に於いて、大館市や他の団体で発注(※１)の舗装維持工以外(※２)の業務内容の元請受注実績を２件以上有している。 ② 過去１０年間に於いて、大館市や他の団体で発注(※１)の舗装維持工以外(※２)の業務内容の元請受注実績を１件以上有している。 ③ 上記以外 (※１)他の団体とは、「国」・「県」・「民間等」から受注したものをいう。 (※２)３．(２)表１ 業務内容の①、②、③の「欠損部補修工」及び⑥、⑦、⑧を除く業務をいう。	① ４点 ② ２点 ③ ０点
業務実施 体制	的確性 実現性	(様式第１０号) (様式第１１号) ① 構成員間で適切な業務分担がなされており、提案内容に十分な説得力がある。 ② 構成員間で適切な業務分担がなされており、提案内容に説得力がある。 ③ 上記以外	① ４点 ② ２点 ③ ０点
小 計 (A)			20点

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
2. 特定テーマに関する技術提案の評価			
特定テーマ1に関する技術提案 「維持管理業務を確実且つ効率的・効果的に実施するための方策について」	早期発見の実現性	(様式第12-1号) ・地域特性を踏まえた巡回工実施上の工夫がみられ、要補修箇所等の早期発見について高い実現性が期待できる場合、優位に評価する。	A 14点 B 10点 C 7点 D 4点 E 0点
	要補修箇所発見時の対応の実現性	(様式第12-1号) ・巡回や巡視からの補修対応への体制が明確であり、迅速且つ確実な対応が期待できる場合、優位に評価する。	A 14点 B 10点 C 7点 D 4点 E 0点
	性能要件達成に向けた方策の実現性	(様式第12-1号) ・実施要項兼募集要項3(2)表1①から⑧までの業務内容又は範囲で、特記仕様書における性能要件(要求水準の項目以上)を達成するための方策が明確であり、高い実現性が期待できる場合、優位に評価する。	A 14点 B 10点 C 7点 D 4点 E 0点
特定テーマ2に関する技術提案 「維持管理業務に住民参画を促進するための方策について」	住民参画を促進するための方策の実現性	(様式第12-2号) ・維持管理業務における一部業務の実施において地元自治会や住民、その他地域団体と協働するなど、住民参画を促進するための体制や方策に関する具体的な提案があり、高い実現性が期待できる場合、優位に評価する。	A 14点 B 10点 C 7点 D 4点 E 0点
	地域住民との関係構築方法の明確性	(様式第12-2号) ・その他、地域住民への認知度向上、イメージアップ、地域住民との良好な関係性構築に向けた方策が明確かつ具体的である場合、優位に評価する。	A 14点 B 10点 C 7点 D 4点 E 0点
小 計 (B)			70点
費用(提案価格)に関する事項		(様式第13号) ・価格提案書の価格(税込)を(a)とし本業務の予定事業費(税込)を(b)として、算出される率(%)を100%未満から80%以上とし、2%の率幅で点数化する加点置換方式とする。 「算出される率(%) $c = a/b \times 100$ 」 小 計 (C)	最大 10点
配点の最大合計 (A+B+C)			100点

※応募者の得点結果における妥当性の判断基準は、

「2. 特定テーマに関する技術提案の評価」(70点満点)の50%以上であることとする。

12 公告期間

公告期間 令和7年10月30日 から 令和8年1月7日 まで